

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 25 年 5 月 10 日 (金) 号外第 6 2 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 条 例 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例 (39) (地域振興課) . . . . . 2

=====公布された条例のあらまし=====

◇鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

公職選挙法の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 定義を定めた規定中、引用する公職選挙法の条項を改める。

(2) 施行期日は、平成25年5月26日とする。

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 5 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第39号

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例(平成6年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 略 2 略 3 この条例において「掲示場用ポスター」とは、 <u>法第143条第1項第4号の3</u> の個人演説会告知用ポスター(鳥取県知事の選挙に係るものに限る。)及び同項第5号のポスターをいう。 4・5 略	(定義) 第2条 略 2 略 3 この条例において「掲示場用ポスター」とは、 <u>法第143条第1項第4号の2</u> の個人演説会告知用ポスター(鳥取県知事の選挙に係るものに限る。)及び同項第5号のポスターをいう。 4・5 略

#### 附 則

この条例は、平成25年 5 月 26 日から施行する。